

3. 特殊法人等の改革

特殊法人等整理合理化計画に基づく改革を推進するとともに、一層の事務運営の効率化を推進。

《道路関係四公団》

道路関係四公団については、平成17年10月を目標に廃止し、民営化する（東日本高速道路株式会社等6社と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を設立）。このため、平成16年6月に成立した民営化関係四法に従い、会社及び機構の設立手続、公団の資産評価、権利義務の承継等所要の準備を進める。

《住宅金融公庫》

住宅金融公庫については、平成19年4月1日に廃止し、証券化支援業務等を行う新たな独立行政法人を設置する（関係法案を平成17年通常国会に提出）。これを踏まえ、新法人の業務の柱となる証券化支援事業を積極的に推進する一方、融資戸数を縮減する。

また、経営改善を推進するとともに、財政融資資金の繰上償還を実施し、独立行政法人第一期中期目標期間（平成23年度までを想定）中に補給金の廃止を図る。

融資戸数	14万戸	（前年度：22万戸）
証券化支援事業	10万戸	（前年度：8万戸）

《独立行政法人都市再生機構》

都市再生機構については、密集市街地整備等の都市再生に民間を誘導する事業への重点化を図りつつ、ニュータウン業務の早期撤退と経営改善を推進することとし、これに係る財政融資資金の繰上償還を実施することにより財務基盤の改善・強化を行う。

住宅建設戸数（建替等）	6,800戸	（前年度：9,400戸）
-------------	--------	--------------